

静岡県地震防災センター会議室等利用要領

この要領は、静岡県地震防災センターの会議室等の利用について基本的事項を定める。

- 1 この要領で対象とする会議室等は、大研修室、小研修室、3階学習・研修フロア、ないふるホール（講師控室を含む。）とする。
- 2 利用時間は原則として休館日（12月28日～1月4日及び毎週月曜日）を除く9:00～16:00とするが、やむを得ない場合は17:00までの延長を認める。上記以外の日時の利用を希望する場合には、事前に危機情報課長と協議し、了解を得なければならぬものとする。
- 3 会議室等の利用は、利用申込者が次の事業を行う場合に限り認めるものとする。
 - (1) 県（警察・教育委員会・企業局等を含む。）自らが行う事業で、その目的が危機管理に関するもの
 - (2) 国、市町、消防機関が行う事業で、その目的が危機管理に関するもの
 - (3) 次の団体が実施する事業で、県と共同で開催されるものなど、県との関わりが明確であり、その目的が危機管理に関するもの
 - ア 静岡県防災会議の指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているもの
 - イ 災害ボランティア団体、福祉関係団体、業界団体等の非営利団体
 - ウ 静岡県地学会等の各種学会
 - (4) 静岡県後援の承認を受けた事業で、その目的が危機管理に関するもの
 - (5) 地震防災センターの見学に付随して行う見学の振り返りや意見交換等
 - (6) その他危機情報課長が必要と認めるもの
- 4 会議室等の利用申込は、別紙様式の利用申込書により行うものとし、利用希望日の2週間前までに危機情報課長宛て提出することとする。

(附則)

この要領は、平成20年6月26日から施行する。

(附則)

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この改正は、令和2年6月2日から施行する。

(附則)

この改正は、令和5年9月5日から施行する。

(附則)

この改正は、令和8年4月1日から施行する。